

# 荒井会計通信



VOL. 9

発行日 平成 18年9月28日(木)  
発行者 〒162-0825  
東京都新宿区神楽坂 3-1-17  
ハイポイントビル5階  
荒井会計事務所  
TEL 03-3235-5180  
FAX 03-3235-5190

私の住んでいる地域の周辺は斜面緑地で囲まれている。しかし最近では開発の勢いに押され、徐々に樹木が伐採されつつある。昨年4月、この斜面緑地に樹生する一本の大木(エノキ:樹齢約150年)が擁壁工事のため伐採されることを聞いた。私は周辺斜面緑地を「守る会」の役員をしているので、会の有志と共に大エノキを保全してもらおうよう所有者に必死で懇願した。約半年のやり取りの末、所有者は我々の熱意に折れてか、エノキとその周辺土地の寄付を「守る会」に申し出た。しかし「守る会」で寄付を受け入れるには、土地の分筆など費用がだいぶかかり、また将来の維持管理に不安が残る。「守る会」では行政(船橋市)に寄付を受け入れるよう要望したが、財政難の市は難色を示した。地権者は早急に結論を出さなければエノキを伐採してしまうという。エノキの保全が暗礁に乗り上げ、断念しかかった時に、環境保全に熱心だという噂を頼りに、紹介者・面識もない市議会議員に藁をも掴む思いで飛び込んだ。

## 荒井昇の辛口コラム⑨

【やれば出来る、必ず出来る】

冒頭に述べた大エノキの保全運動は市議会議員の親身になったアドバイスと行政への働きかけと、「守る会」会員の熱意で、運よく奇跡的に保全が確定した。地権者がエノキを市に寄贈し、「守る会」がそれを管理するという三者契約が今年8月末に締結された。地域・地球環境に役立つ一本の樹木でも大切にしたいという願いが通じた結果であった。やれば出来る、必ず出来るという言葉があるが、信念をもってやってきた結果であった。



【失敗は成功の基】今回の成功の遠因には、過去の「守る会」の大きな失敗の経験が生きた。9年前、同地域の斜面緑地約700㎡の宅地開発計画があった。緑地を守ろうと「守る会」の組織が出来た。保全運動の結果、市長は保全することを確約した。しかし、開発業者との土地購入代金の折り合いがつかず、樹木は伐採されてしまった。

この時の「守る会」の組織が残り、今回もこの組織が周辺住民・行政を動かしたことによる成果であった。この他「守る会」は9年間の保全運動で、周辺斜面緑地のうち約2,400㎡を市の所有にして貰うなど、かなり実績をあげてきた。現在、地球環境を保全しよう、自然を大切にしようというのは世界共通の課題である。しかし、保全運動は現状では苦難の連続である。①保全運動の組織が貧弱である。②地権者・開発業者は私欲が働き保全に同意しない。③行政も基本的に環境保全には消極的である。このような背景の下で、ボランティアでやっている保全運動で結果を出すことは命懸けでもある。

『前号からの連載シリーズ第10回』

【魅力ある安定した平和国家を築き上げるためには】

前号までに5年以内にアメリカ発の金融危機が起り、全世界に飛び火していくことを述べてきた。今回からこの経済の大惨事ほどのようなプロセスを辿り、国民の生活はどのような状態になるのか、述べていく。金融危機はアメリカの住宅価格の急落(今年6月より既に下落が始ま

っている)が発端になる。3年間で価格が約7割暴落(日本のバブル崩壊時とまったく同じ)する。アメリカの不動産価格のバブルは約4,000兆円なので、2,800兆円(米国の国家バブル予算は現在240兆円であるが実質的80兆円の力だ)のお金が3年間で吹っ飛ぶことになる。これに伴い金融機関は約1,000兆円の不良債権を抱え金融機関・大企業の倒産が続出する。これに伴い個人消費も失速し、ついに2007年10月に株とドルが暴落する。これがきっかけに世界に金融危機が広がっていく。 次号につづく

## くらしの税金等

— 贈与税 —

小泉誓次郎

今回は香典やご祝儀等の金品を受け取った場合の、贈与税の取扱いについてお話します。

**社交上必要と認められる香典等の非課税の取扱い**

個人から財産の贈与を受けた場合には原則として贈与税の対象となります。(ただし年間110万円までは基礎控除がありますので申告は不要です)

しかし、日常の慣習になっている冠婚葬祭のためのものは例外となっており、基本通達21の3-9に「**個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞い等のための金品で、贈与に該当するものであっても、社交上の必要によるもので贈与者と受贈者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては贈与税を課税しないことに取扱うものとする**」と規定されています。

では社会通念上相当と認められるものとは、いったいいくらぐらいなのでしょう。ただこれについては上限金額等の明確な規定は設けられていない曖昧な規定であり、あくまでも常識の範囲内で考えるしかないようですが、某テレビ法律相談所でもさすがに何百万・何千万円をもらった場合には課税の対象になるとの見解もあります…

